

# はん用機械等製造業最低賃金最低賃金 各局審議状況 長野労働局

	はん用機械等製造業	輸送用機械器具	R5必要性	改正前額	R5結審額	引上げ額	R5 改正地賃	R5 賃引上げ額	
01	北海道	○	船舶等製造	有	948	990	42	960	40
02	青森							898	45
03	岩手							893	39
04	宮城							923	40
05	秋田	○	自動車・同附属品	有	938	961	23	897	44
06	山形	○		有				900	46
	山形	○	自動車・同附属品	有	919	961	42	900	46
07	福島	○		有				900	42
08	茨城	○		有				953	42
09	栃木	○		有				954	41
	栃木	○	自動車・同附属品	有				954	41
10	群馬	○		有				935	40
	群馬	○	建設機械を含む	有				935	40
11	埼玉	○		有	1,013	1,055	42	1,028	41
12	千葉	○		無				1,026	42
13	東京	○		有				1,113	41
	東京	○		有				1,113	41
14	神奈川	○		埋没				1,112	41
	神奈川	○	建設機械を含む	埋没				1,112	41
15	新潟							931	41
16	富山	○	玉軸受等を含む	有				948	40
17	石川	○	金属製品、電気機械を含む	有	971	1,000	29	933	42
	石川	○	自動車・同附属品	有	971	1,000	29	933	42
18	福井	○		有				931	43
19	山梨	○	自動車・同附属品	有	961	971	10	938	40
20	長野	○	輸送用機器を含む	有				948	40
21	岐阜	○	自動車・同附属品	有	972	1,005	33	950	40
22	静岡	○	一般機械器具を含む	有	995	1,028	33	984	40
23	愛知	○		無				1,027	41
	愛知	○	建設機械を含む	有	997	1,028	31	1,027	41
24	三重			有				973	40
25	滋賀	○		有				967	40
	滋賀	○	自動車・同附属品	有				967	40
26	京都	○		無				1,008	40
	京都	○	建設機械を含む	有				1,008	40
27	大阪	○	金属製品、輸送用機器を含む	有	1,028	1,070	42	1,064	41
	大阪	○	自動車・同附属品	有	998	1,068	70	1,064	41
28	兵庫	○		有	993	1,035	42	1,001	41
	兵庫	○		有	1,034	1,075	41	1,001	41
29	奈良	○		無				936	40
30	和歌山							929	40
31	鳥取							900	46
32	島根	○		有	963	1,010	47	904	47
	島根	○	自動車・同附属品	有	951	970	19	904	47
33	岡山	○		有				932	40
	岡山	○	自動車・同附属品	有	956	991	35	932	40
	岡山	○	船舶等製造	有				932	40
34	広島	○		有	984	1,020	36	970	40
	広島	○	自動車・同附属品	有				970	40
	広島	○	船舶等製造	有				970	40
35	山口	○		有	985	1,036	51	928	40
36	徳島	○		有	977	1,020	43	896	41
37	香川	○		有	1,000	1,040	40	918	40
	香川	○	船舶等製造	有				918	40
38	愛媛	○		有				897	44
	愛媛	○	船舶等製造	有				897	44
39	高知							897	44
40	福岡	○		有	987	1,029	42	941	41
41	佐賀	○		有				900	47
42	長崎	○		無				898	45
	長崎	○	船舶等製造	無				898	45
43	熊本	○		有	931	965	34	898	45
44	大分	○		有				899	45
45	宮崎							897	44
46	鹿児島							897	44
47	沖縄							896	43